



暑中お見舞い申し上げます

日比谷ゴジラスクエアにて／Photo by Hitomi Sonobe

70周年を迎えて——蟹江 鬼太郎

旬報法律事務所は今年70周年を迎える。1954年の設立当初は4人の弁護士でスタートしたという。ほぼ毎年1人の新人弁護士を採用しており、今や弁護士30人の体制となり、創立以来の大所帯となっている。

ハラスメント、過労死、原発被害、ジェンダー、労働運動や平和運動など、各弁護士がそれぞれの関心のある分野で自由に活動しており、活気のある事務所といえるのでは

ないだろうか。

現在、歴史的な円安、物価高が続き、アベノミクスの副作用が世の中を席巻している。国際的にも武力による現状変更の試みが絶えず胸が痛む。

言うまでもなく、当事務所は創立以来常に労働者・市民側に立って活動してきた。今後も、普通の国民が安心して暮らしやすい社会になるように全力を注ぐつもりでいる。

- | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ● 弁護士 清水 洋二 | ● 弁護士 徳住 堅治 | ● 弁護士 島田 修一 | ● 弁護士 大熊 政一 | ● 弁護士 鴨田 哲郎 |
| ● 弁護士 野澤 裕昭 | ● 弁護士 宮坂 浩 | ● 弁護士 山内 一浩 | ● 弁護士 桑 一郎 | ● 弁護士 今村幸次郎 |
| ● 弁護士 雪竹 奈緒 | ● 弁護士 佐々木 亮 | ● 弁護士 梅田 和尊 | ● 弁護士 新村 響子 | ● 弁護士 並木 陽介 |
| ● 弁護士 蟹江鬼太郎 | ● 弁護士 早田由布子 | ● 弁護士 深井 剛志 | ● 弁護士 小野山 静 | ● 弁護士 大久保修一 |
| ● 弁護士 市橋 耕太 | ● 弁護士 伊藤 安奈 | ● 弁護士 鈴木 悠太 | ● 弁護士 高橋 寛 | ● 弁護士 中西翔太郎 |
| ● 弁護士 鈴木 創大 | ● 弁護士 沼田 英久 | ● 弁護士 金 東煥 | ● 弁護士 杉尾 綾 | ● 弁護士 守屋 智大 |
| | | | | ● 事務局 一同 |

事務所創立からの70年を回顧する

清水 洋二

1 1954年5月に創立されたわが旬報法律事務所は、本年5月に70周年を迎えた。私が事務所に入所した1970年4月当時、事務所には、創立者の東城守一弁護士をはじめとする先輩弁護士が14名いたが、55年経過した現在、事務所に在籍する先輩弁護士は誰もいなくなってしまった。

しかしながら、事務所には毎年若い後輩弁護士が途切れることなく入所し、現在弁護士30名、事務員12名の大世帯の事務所に発展した。嬉しい限りである。

2 私が事務所に入所してからの55年間の振り返ると、1970年代は労働争議が多く、労働委員会・裁判所で数多くの労働事件を担当し、最高裁で3回も弁論する機会を得た。80年代に入ると多くの企業倒産が頻発し、組合が実施した職場占拠・自主生産等の闘争の理論的正当性を裏付ける論文（「企業倒産と労働法」）を

執筆した。また、整腸剤キノホルム服用者に発生した神経障害（SMON）被害者の救済を図るため東京地裁等に損害賠償請求訴訟を提起し、水準の高い被害者救済を実現させ、薬事法も改正させて薬害救済制度まで制定させた。水俣病の被害者救済のため東京地裁に損害賠償請求訴訟を提起したのもこの時期であった。

3 1990年代で印象に残っている事件は、HIV感染（薬害エイズ）被害の損害賠償請求事件である。この事件も難しい事件であったが、スモン闘争の経験を生かしながら闘った結果、被害者の治療体制の確立等の恒久対策を含む高い水準の勝利的和解による解決を果すことが出来た。

4 2000年代以降は、ハンセン病事件、安保法制違憲訴訟等を闘ったほか、パワハラ被害事件で前進した内容の判決を勝ち得たことが印象に残る。

ところで、残された私の弁護士生活も1～2年にすぎないと思われるが、大過なく過して、55年以上に及ぶ弁護士人生に幕を閉じたいと思っている。皆様方の長年にわたるご支援に対して心から感謝申し上げます。



HIV記者会見

有楽町の事務所で

徳住

旬報法律事務所は、芝田村町にあった出版社・労働法律旬報社の一角を借りて、1954年5月誕生した。その後、西久保巴町の日本館ビルに、さらに1973年5月現在の有楽町松井ビルに移った。私は、1973年4月15日事務所に入所し、日本館ビルで約1カ月過ごした。その後有楽町での弁護士生活が半世紀超えて続いている。

入所當時事務所は、労働事件と公害事件の中心事務所だった。倒産事件・整理解雇事件・組合壊滅などの不当労働行為事件・刑事弾圧事件の労働事件や、イタイイタイ病・スモン病の公害・薬害事件で事務所はごった返していた。私は、労働事件に生涯取組む覚悟で入所した。入所3日目に全通の刑事弾圧事件で熊本行きを命じられ、運よく勾留を取消すことができた。帰京すると、全通組合員7人の逮捕事件が待っていた。一人で、接見のために警察



1980.3.22 旬報法律事務所創立25周年の集い
(ホテルニューオータニにて)

クローズアップ
旬報法律事務所

01

1954.5 労働旬報 法律事務所の誕生

港区芝田村町（現・西新橋）の労働法律旬報社の一角に事務所を設立。日本で最初の労働弁護士の共同事務所として誕生した。創立者は東城守一、鈴木紀男、鎌形寛之、増永忍の4弁護士。



1955.5 砂川基地闘争

5月4日、政府の砂川米軍基地拡張の発表と同時に展開された闘いは、砂川町議会の「基地拡張絶対反対の緊急動議」満場一致の可決で町ぐるみの闘いとなった。久保田昭夫弁護士らが闘いに参加したが、このとき反対同盟の人たちは「土地に杭は打たれても心に杭は打たれない」の名文句を残した。1968年12月、政府は基地拡張計画の中止を発表。闘いは終わった。



過ぎて半世紀

堅治



1989.3 中国旅行(杭州)

署回りに奔走した。工場を組合が占拠していた福井・堀田製作所倒産事件、10人の組合員が整理解雇された秋田若美町・東京スピンドル事件も一人で一年目から担当した。弁護士なりたてで、伊豆シャボテン公園事件では、女47歳・男57歳の男女差別定年制無効判決を得た。全通国立郵便局事件・牛込郵便局事件では、無罪判決を得た。花巻・北斗音響事件で70名の整理解雇無効判決を得たのは6年目のことだった。入社早々は、集团的労使紛争の坩堝に投げ込まれた日々が続いた。

仕事が終わると、先輩や組合関係者に連れられて銀座で美味しいお酒を飲める楽しみが待っていた。当時松井ビルに、渡辺プロダクションが同居していた。沢田研二・森進一らのタレントとエレベーターで同乗するのも楽しみだった。思い出多い有楽町での半世紀を超える弁護士生活である。

50年を振り返って

島田 修一

私が旬報法律事務所に入所したのは1974年なので、事務所創立20年後でした。

それから50年が経過し、今年9月、私は喜寿を迎えます。50年を振り返って私の人生を総括したり、残り少なくなった人生をどう過ごすか、を考えることはありません。何故か。

「情熱を失ったときに初めて老いがくる」(詩人サミュエル・ウルマン)が信条です。

この50年、先輩や後輩と共に多数の事件に立ち向い、民主主義や平和を守る諸活動に取り組んで来ましたが、語り合い、飲む等、そこで情熱を失うことは一度もありませんでした。2008年以降、私は「九条の会東京連絡会」の事務局長に就任して今日まで憲法第9条を守る活動を行って来ましたが、その活動に参加されている多くの高齢者に「老い」を見ることはありません。高齢者の多くが「情熱」を燃やされて



います。1947年5月に日本国憲法が施行されて77年が経過しましたが、憲法第9条が力となって日本人が戦争で生命を落とすことはありませんでした。

この77年は憲法を武器に平和・民主・人権・福祉の社会実現へ向けて国民が様々な運動を通して努力してきた歴史であり、成果をあげてきた歴史です。この歴史を孫子の世代にも引き継ぐ努力と責任が求められ、高齢者の多くが「情熱」を燃やして努力と責任を履行されています。私も「情熱」を燃やし続けていく決意です。

自民党政権は戦争の不安を煽り続けていますが、憲法に逆行する反動政治を食い止める決め手は国民の大反対運動です。憲法に守られてきた私達が、今度は憲法を守る。私達の活動の原点である憲法を力に、基本的人権と生活と平和を守るトータルな運動を力強く展開していきましょう。

1956～

労働争議・公害薬害訴訟等で所員が大奮闘

戦後も10年を経て民主主義が根付き始めたころ、利潤の追求に走る企業と、働くものの権利を守る労働者、安全と健康を願う市民との闘いが全国的に展開された。1960年の三井三池鉱山の争議以降、日産プリンスの闘い、イタイイタイ病、スモン(キノホルム薬害)、HIV感染被害(薬害エイズ)、薬害ヤコブなど争議や訴訟に所員がとびまわった。

1957～

事務所旅行

事務所旅行は発足の3年後、1957年の「富士五湖」を皮切りに2～3年おきに続けられている。所員の親睦を兼ねた旅行は、創立30周年に九州、35年は中国、45年に韓国など、節目には海外にも出かけた。



就任以来6期目 —13年—

大熊 政一

2011年12月に日本国際法律家協会の会長に就任して以来、6期目に入っており、既に13年になろうとしています（うち1年はコロナ禍で会長選挙が見送られたための任期延長です）。歴代会長でこれだけ長く勤めた人は居ません。

会長に就任することとなったのは、当時先輩後輩に適任者が居たのに、いずれもそれぞれの事情から辞退されたため、

私がやむなく引き受けたためです。その後結果として6期も続けることとなったのは、決して私が業績を挙げたためでも何でもなく、むしろ大した仕事をしていないために、卒業できないでいるせいだと思っています。とはいっても自分の団体自体の活動だけでなく、法律家6団体や原発と人権ネットワークの活動など、他の法律家団体と共同で進められている



活動にも関わらなければならず、それなりに骨が折れる仕事です。

この12月には後期高齢者の仲間入りをすることとなるので、これを機会に退任しようと考えています。

この10年、そして、未来へ

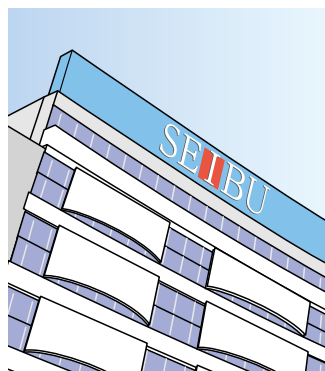
嶋田 哲郎

この10年の活動を書けという。

振り返ると、司法試験の考査委員3年、早大ロースクールの教授を5年、学習院大のロースクールで4年と、直接の弁護士業務ではなく、若手法曹の育成にかかわってきたと言えるかもしれない。

司法試験委員では、読めない字を無理矢理読んだのが一番の思い出である。

ロースクールは、司法改革の一環として鳴り物入りで登場し、当初は高い人気を得たが、最近は低空飛行であり、意欲ある若手法曹の獲得すらままならない状況である。そりゃそうだ。ロースクール卒業時に借金（奨学金）1千万円といわれて



ても驚かない。

他方、世の中の閉塞状況の打開に若い人に期待する声もある。西武そごうのストを支持する声が多いなど変わっていく兆しはないわけではない。しかし、春闘で電車が止まるのは当たり前といった、昭和40年代の世の中は再来しないであろう。

ハラスメントをなくし ジェンダー平等の社会を

野澤 裕昭

この10年でパワハラ、セクハラ、マタハラなど多くのハラスメントが問題になり、またジェンダー平等の意識も高まってきました。最近テレビで「不適切にもほどがある」というドラマが話題になりました。70年



代80年代にヒットした歌謡曲の歌詞や「普通」の言動が現在ではハラスメントで完全にアウトになる。時代は大きく変化し、発展していると感じます。私も昭和のど真ん中生まれ。ハラスメントにならないかいつも言動に気を付けるようになりました。我が事務所も以前には考えられないほど女性弁護士が増え、イクメン子育て世代も生まれています。私も旬報で3人の子育てをしましたが、昔は結構風当たりが強かったのを思い出しては事務所も様変わりしたと思います。しかし、日本はジェンダーギャップ指数で世界125位（146か国中）とまだまだ遅れています（2023年世界経済フォーラム）。特に遅れているのは政治参画の分野です。これからも事務所を変え、政治をもっと変えていく必要があると思っています。

クローズアップ
旬報法律事務所

02

1972

スモン(キノホルム薬害)訴訟



1971年に「全国スモンの会」の2名によって、東京地裁に第一次スモン訴訟が提訴された。1972年、当事務所の豊田、清水（洋）、鈴木（のり子）の3弁護士がこの裁判にかかわり奮闘した。1986年11月、提訴以来15年を経て和解により全面解決した。

1973.4

事務所移転と
事務所名称の変更

事務所の取り扱う事件を労働事件から公害薬害被害者・消費者等へも拡大してきたため、事務所の名称を「労働旬報法律事務所」から現在の「旬報法律事務所」に変えたのがこの年の4月。5月に住み慣れた港区芝西久保巴町の事務所から現在の有楽町に移転した。

改憲の策動に対抗

宮坂 浩

2012年の第2次安倍政権発足後、従来の政府が違憲としてきた集団的自衛権の行使を閣議決定で容認し、安保法制を強行採決しました。さらに、特定秘密保護法、共謀罪法など戦争ができる国に変貌させる国内法が次々と作られ、これと並行して日米の軍事一体化と敵基地攻撃能力の保有も含む軍事力強化が進められるなど実質改憲が進行しました。これに加えて、安倍政権は憲法9条への自衛隊明記、緊急事態下で議員任期の延長を認める等の明文改憲を打ち出し、その後の菅政権、現在の岸田政権に引き継がれています。

こうした明文改憲・実質改憲の策動に対抗するため、それまで個別に改憲問題に取り組んできた法律家の6団体が連絡会を結成し、私は、その事務局メンバーとして活動してきました。立憲野党の所属議員の人たちと改憲や立憲主義を破壊する諸問題に関する勉強会や協議を行い、また野党共闘を推進する市民連合や改憲阻止に取り組む市民団体とも共闘して、集会や勉強会の開催、マスコミとの懇談等に取り組んできました。今後も明文改憲・実質改憲の策動が続く限り、私達の活動も継続することになります。

恒久平和主義が脅かされる

山内 一浩

2014年3月末に東京弁護士会副会長の1年の任期を終えた後も、副会長時代に担当していた東弁の憲法問題対策センターや法教育総合センター、秘密保護法共謀罪法対策本部等の役職を担い、その他にも労働法制特別委員会や広報委員会、法教育委員会、紛議調停委員会など多くの委員会に所属し、弁護士会の活動を行ってきた。

弁護士本来の業務としては、労働事件が多いことは変わらないが、この10年で増えてきたのは相続関係の事件である。これは、これまで担当した事件の依頼者の方々が年齢を重ねるにつれ、ご自身やお知り合いの方を取り巻く相続事件が発生し、相談を受けることが多くなったことも一因である。

この10年、集団的自衛権行使容認の安保法制の成立や敵基地攻撃能力の保有等を定めた安保3文書の閣議決定など、憲法が定める



恒久平和主義や立憲主義がどんどん脅かされていることを強く危惧する。労働者を取り巻く環境も良好とはとても言えない。こうした事態を是正するべく、今後も弁護士としてできることを精一杯やっていきたい。

そごう・西武労働組合ストライキ 事業存続と雇用をかけた背景資本との闘い

栗 一郎

2023年8月31日。その日は、朝から猛暑であった。百貨店業界では実に60年ぶりというストライキ決行の直前、日本労働弁護団の若手弁護士と共にそごう・西武百貨店池袋本店前の現場にいた。当該労働組合にとっても初めてのストライキであった。労働組合がストを構えると、必ず使用者によるスト潰しの動きがある。事実、前日までスト潰しの攻防があ

ったので、当日も朝からスト現場の警備のために弁護士に集まってもらった。組合は、親会社のセブンアンドアイHDがそごう・西武百貨店を米国ファンド会社にすべて売却することに反対して会社側と交渉を続けたが、一貫して会社側は具体的な説明を拒否した。池袋本店の半分のフロアに家電量販店ヨドバシカメラが出店する計画が明らかになり、それで



デモ行進する労働組合の組合員ら
(朝日新聞社・柴田悠貴氏撮影)

は組合員の雇用は守れない。組合と組合員は、94%の賛成によりスト権を確立し、百貨店事業と組合員全員の雇用の維持を求めてストライキを決行した。会社はストを止めることはできず、局地戦としては組合側の勝利であった。

1986.7

事務所ニュース「JUNPOH」創刊

所員と事務所の日常生活や活動を掲載して依頼者等に情報を提供する事務所ニュース「JUNPOH」は、年2回刊として登場。創刊号は4頁すべてがカラー印刷であった。発行当初のB4判4ページは、1995年夏号にB5判8ページに。現在のA4判8ページになったのは2000年夏号から。現在まで欠刊はなく本号で77号となった。



1996.3

HIV訴訟 和解・確認書調印により解決

1989年10月ウイルス(HIV)混入の血液製剤を使用した被害者から製薬企業と国を相手に東京地裁に損害賠償請求訴訟を提起し、清水洋二らが担当していたところ、1996年3月、裁判所での和解・確認書調印により全面解決した。



武力で平和は 創れない

今村 幸次郎



2014年からの10年を振り返るとやはり激動の時期であったように思います。2014年10月から2016年10月まで、自由法曹団の幹事長を担当しました。2015年9月には、安倍政権の下、集団的自衛権行使を認める安全保障法制が国会で成立しました。当時は連日のように、国会周辺での反対行動等に参加していました。

その後、「団」の仕事はもうないと思っていたら、何のめぐりあわせか、2022年10月から2023年10月まで、ピンチヒッターとして2回目の幹事長職が回ってきました。2022年12月には、岸田政権の下、自衛隊に敵基地攻撃能力の保有を認める安保3文書の改定が行われました。

世界の安全保障環境が激変する中で、自衛隊や憲法9条に関する国民の意識も変化している可能性があります。ここでもう一度、「武力で平和は創れない」という原点に立ち返り、憲法9条を守り生かす運動を強めることが求められていると思います。

仕事と育児の両立に 苦慮しながら

雪竹 奈緒



この10年は仕事と2人の子の育児のバランスに苦慮する日々であった。自分と同じく仕事と育児の両立に苦しむ女性労働者たちの事件を受ける機会もあったが、未だに育児しながら働く女性に対する世間や司法の風当たりが強いことを感じた。

そんな中、所属する第二東京弁護士会（二弁）の2022年度副会長にならないかとの話をいただいた。二弁は全国の弁護士会でも男女共同参画が進んでおり、副会長のクォーター制（副会長6名のうち2名は女性が就任する）が導入

されている。

当時、未就学の子もいたが、育児によってキャリアを諦めざるを得ない女性がまだまだ少なくない中、自分が育児をしながら責任ある職責を務めることで後に続く女性たちに勇気を与えられればと思い、お引き受けした。幸いコロナ禍でオンライン化が進んでいたことや周囲の理解、サポートもあり、保育園の送り迎えをしながら1年間の任期を無事に終えられた。副会長で得た貴重な経験を、今後の弁護士業務にも生かしていきたい。

弁護士20年目の節目を迎えて

梅田 和尊

2004年に弁護士登録、旬報法律事務所入所、今年でちょうど20年の節目を迎えました。この10年ほどを振り返ると、幼少期に行われた集団予防接種によりB型肝炎に罹患させられたことに対して国を訴えたB型肝炎訴訟では、私が担当して和解が成立した患者様の数が189名に至りました。正社員と非

正規労働者の不合理な待遇格差を争った日本郵便事件では、弁護団の一員として、弁護士になってから初めて最高裁判所で弁論を経験することができました。労働者と労働組合の権利を擁護する弁護士の団体である日本労働弁護団では、事務局長という役職を務めさせていただきました。

私事ではマンション購入、娘も中学生になりました。多くの依頼者の方に応援していただき、また、多くの方に支えられてここまで来ることができました。時代はめまぐるしく変化していきますが、私が弁護士を志した「弱き人を助けたい」という初心を忘れずに、今後も一層の精進に励んで参ります。



クローズアップ
旬報法律事務所

03

2004.5 事務所 創立50周年

2004年5月、事務所は創立50周年を迎えた。事務所では、50周年誌「旬報法律事務所の半世紀」を刊行するとともに、5月29日には記念レセプションを帝国ホテル孔雀の間にて開催し約1,300名の方々に参加していただき大いに盛り上がった。



2008.1.28 マクドナルド・残業差 止・残業代請求訴訟

日本マクドナルドの店長(東京管理職ユニオン)が「名ばかり管理職」の残業代未払いは不当だと訴えた裁判で、2008年1月28日東京地裁は、労基法41条2号の「管理監督者」に当たらないと断じ、過去分の残業代の支払を命じた。マスコミ各社がニューストップで報道し、日本の企業社会に大きな波紋が生じた。



事務所 60年から70年

佐々木 亮

今から10年ちょっと前、若い労働者を安く、長く、ぞんざいに使っていく企業が横行していました。当時、今野晴貴さんの書いた「ブラック企業 日本を食い潰す妖怪」(文春新書2012年)はベストセラーとなるなど社会問題化していました。この「ブラック企業」という言葉はネットスラングで、当時の若者達の心の叫びから生み出されたものでした。2012年から2013年にかけては、私は、弁護士10年にさしかかったところで、日本労働弁護団の事務局長を務めていました。そうした中、



諸々の事情から、若者の労働問題、特に「ブラック企業」といわれる問題に取り組む弁護団を結成することとなり、2013年7月、ブラック企業被害対策弁護団を立ち上げました。このインパクトは大きく、当時は様々なメディアから取材を受けました。その後も、個別事件や労働法制の改悪反対に取り組むなど、今に至ります。

それから約10年、2023年に私は日本労働弁護団の幹事長となりました。現在も労働者・労働組合の権利向上や権利擁護に取り組んでいます。10年はあっという間だと、痛感する日々です。

ハラスメント問題に取り組んで

新村 響子

この10年間は、ハラスメント問題に力を入れてきました。きっかけは、2014年に母性保護制度を利用しようとした女性労働者が、利用を認められなかったばかりか退職勧奨を受けたマタハラ事件を担当したことです。事件の解決後、その女性と共に、被害者団体の設立や、事業主に対してマタハラ防止措置の法的義務付けを求める立法運



動を行いました。

2017年以降は、日本労働弁護団の事務局として、事業主のパワハラ防止措置の義務付け、さらには、あらゆる職場のハラスメントを禁止する立法を求めて、提言やシンポジウム実施、署名活動などに取り組みました。事業主のパワハラ防止措置を義務付けた労働施策総合推進法改正を実現できたことは、不十分ながら大きな前進でした。

担当したハラスメント防止研修も100回を超えました。これからも、個別事件、研修等の啓発活動、より実効的なハラスメント法制を求める活動に尽力し、職場におけるハラスメントの根絶を目指していききたいと思います。

誰もが安心して暮らせる日本に

並木 陽介



10年前というと、私が弁護士登録し、当事務所に入所して7年が経過した頃である。それ以降、憲法フェスティバルの実行委員長代行や、東京弁護士会の常議員、東京都の労働情報相談センターの相談員、当事務所の運営委員長(代表者)、青年法律家協会弁護士学者合同部会の事務局長を務めるなど、様々な経験をさせて頂いた。依頼者の皆様からも多くのご依頼を頂き、今日に至っている。

これらの様々な経験を活かし、今後とも依頼者の皆様から頼りにされるよう、ますます頑張ってまいります。

同時に、2014年は「集団的自衛権」が新語・流行語大賞の年間大賞を受賞した年であり、現在は集団的自衛権の行使を認めるいわゆる戦争法制が成立し、戦争に前のめりの姿勢が目立ち、日本が戦争に巻き込まれる危険性が年々高まりつつあるように感じられる。誰もが安心して暮らせるよう、これからも憲法・平和・民主主義・基本的人権の問題にも積極的に取り組んでまいります。

2011.4.12

新国立劇場事件逆転勝利判決

最高裁第三小法廷は、新国立劇場のオペラ合唱団員である八重樫節子さんが労組法上の労働者にあたるとの判断を示した。音楽家の団結権、団体交渉権を正面から認める画期的な判決である。弁護団参加は徳住、今村幸。



2012.12.7

国家公務員法違反堀越事件 無罪確定!

国家公務員法違反堀越事件について最高裁が検察の上告を棄却し、2審の無罪判決が確定した。最高裁は、国家公務員の政治的行為について一律禁止するのは憲法違反として堀越さんの行為は犯罪ではないと判断。





バレンタインカフェ2015

憲法を楽しく広めてきた10年間

早田 由布子

10年前の2014年といえば、特定秘密保護法が成立した翌年で、私は「明日の自由を守る若手弁護士の会」（通称あすわか）名義で「これでわかった！超訳特定秘密保護法」（岩波書店、共著）を執筆していました。この年は、憲法9条の解釈を変更する閣議決定が行われた年でもありました。2015年には安保法制が成立、2017年には共謀罪が新設、さらには菅政権、岸田政権下でわかりづらくなった民主主義に反する政治と、憲法の価値をふみにじる政治が立て続けに行われた10年でした。

私が「あすわか」事務局長となって丸10年、憲法カフェの活動や、メディアSNSなどさまざまな媒体での発信を続けてきました。砂漠に水を撒くようだと思うことも時にはありますが、楽しく続けてきました。「こんな政治おかしいでしょ」「弁護士としてどうやって何を発信する？」とわいわい集まれる仲間が全国にできたことが、10年間の最大の成果だと考えています。

公害事件の中心として

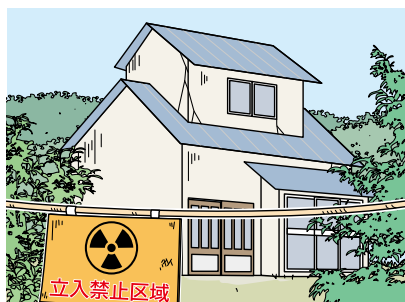
深井 剛志

2014年の60周年記念の原稿を書いてから早くも10年が経過しました。当時の原稿を読み直すと、まさに、私が取り組んでいた福島第一原発事故の損害賠償をめぐる訴訟が始まったところでした。

それから10年経ち、原発訴訟は一旦の区切りがついています。東京電力は賠償の責任を認め、謝罪し、国は賠償の新たな基準を策定しました。全国各地で起こっていた原発訴訟も順次終了しております。

しかしながら、原発事故をめぐる救済はまだ不十分です。国の責任は否定され、避難区域内と区域外の住民に対する賠償格差もまだ是正されておられません。それらを是正するために、今なおたたかっている原告団も各地にあります。さらに、被害を受けた地域の復興、コミュニティの回復といった課題も残っています。

旬報法律事務所は、設立以来、労働事件のみならず、公害事件の中心としての役割を果たしてきました。その志を受け継ぎ、原発被害の完全なる救済のためにまだまだ奮闘したいと思います。



衆議院参考人意見陳述

女性労働者の権利擁護を胸に闘ってきた10年間

小野山 静

女性労働者の権利擁護のために闘う弁護士になりたいという思いから弁護士を志し、2014年の1月から弁護士としての活動を開始しました。

1年目で、マタニティハラスメントの損害賠償を請求する訴訟を提起し、訴訟自体は和解で解決しましたが、訴訟を契機に、労働者が安心して子育てしながら働き続けられるようにする「ママ・パパ安心労働協約」がユニオンとの間で締結されました。

あれから10年が経過した2024年4月23日、衆議院厚生労働委員会で参考人として、育児介護休業法の改正案に対する意見陳述を行い、改正案の不十分な点を真正面から指摘してきました。育児や介護もそうですが、だれしも他の人と負担を分け合わなければ乗り越えられないような人生のステージがあります。そうした中、女性労働者だけが育児や介護の責任を感じて勤務の継続やキャリアの形成を諦めるという状況を、もういい加減打破しなければなりません。

初心を忘れることなく、弁護士として、子を育てる親として、女性として、そして、ひとりの人間として、これからも闘い続けていきます。

クローズアップ
旬報法律事務所

04

2013.1 ~ 「あすわか」の 取組み

2012年12月の衆議院総選挙で自民党が政権に復帰し、第二次安倍政権が誕生した。立憲主義を破壊する内容の「自民党改憲草案」に危機感を持った若手弁護士が2013年1月に「明日の自由を守る若手弁護士の会」(あすわか)を立ち上げ、当事務所は事務局事務所を務めた。



2016.9.30 電通女性社員過労自死事件労災認定

電通に入社した1年目の女性社員が長時間労働で過労自死した事件につき川人博弁護士と蟹江が担当し、2016年9月30日、労災認定された。その後、労働時間規制や働き方改革にもつながっていった。





様々な縁を経て——大久保 修一

私は、2015年1月に、新人弁護士として旬報に入職しました。

入職の数か月後には、国会に高度プロフェッショナル制度の新設が提案されま

した。「残業代ゼロ法案」「定額働かせ放題法案」と批判された制度です。私はブラック企業被害対策弁護団や日本労働弁護団の一員として同法案の危険性を訴える宣伝活動に取り組みました。家電

量店の大型ビジョンに危険性を訴えるCMを放映する企画を実施したこともあり

ました。コロナ禍においては、住居を失うなど

した生活困窮者を支援するべく、年末年始に年越し支援・コロナ被害相談村を開催しました。支援活動を通じて、たくさんの人と縁ができました。今は、貧困問題、フリーランス、仕事と育児・介護の両立、若者労働、労働組合支援等の課題に取り組んでいます。

みんなが安心して暮らせる社会を実現するためにこれからも尽力したいと考えています。

労働者としての「先生」——市橋 耕太

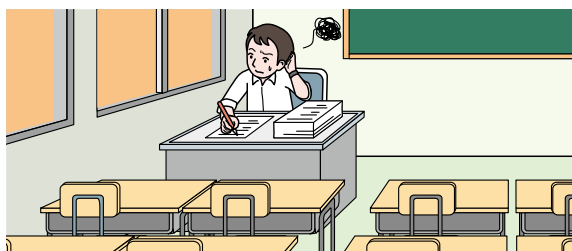
医師と教員の労働問題に力を入れて取り組んでいます。いずれも「先生」と呼ばれる一方で、労働者としての側面が軽視されてきました。

医師については、一般労働者から5年遅れの2024年4月から時間外・休日労働の上限規制が導入されました。しかし、要件を満たせば年1860時間までの時間外・休日労働が可能など、一般労働者に比べて遙かに緩和された規制となってい

ます。

教員については、「定額働かせ放題」の原因となっている、いわゆる「給特法」の改正議論がなされているものの、政府（文科省）や与党はその抜本的な改正を行おうとせず、「定額働かせ放題」の仕組みを残そうとしています。

こうした過酷な労働環境が原因で、すでに医師不足・教員不足が顕在化してい



ます。このまま放置されれば、医療・教育の体制が崩壊し、その影響は広く市民生活に及びます。当事者だけの問題にせず、皆さんに関心を持っていただけると幸いです。

偏見差別の解消に向けて——伊藤 安奈

弁護士1年目から、ハンセン病家族訴訟（ハンセン病患者の隔離政策等によって患者家族が被った差別被害について国の責任を追及する訴訟）の弁護団に加

わりました。

令和元年6月、熊本地裁は、原告の差別被害を認め、国が隔離政策等により醸成した偏見差別意識を除去すべき義務があったとする判決を言い渡しました。判決後には、元患者家族に対する補償法が制定されています。

しかし、それだけで人々の意識が変わるものではありません。実際、「ハンセ

ン病全国意識調査」（令和6年3月）では、いまだ20%以上の人が「元患者家族と自分の家族の結婚に抵抗を感じる」と回答しています。

ハンセン病問題については、国との間で協議を継続していますが、並行して、市民に当事者の声を届ける活動の重要性も感じています。弁護士9年目になりますが、これからも多くの方がこの問題に関心を持ち、偏見差別について考えるきっかけを作っていきたいと思っています。



2020.10

日本郵便労契法20条裁判最高裁判決

日本郵便の非正規社員3名が、正社員との労働条件の格差が不合理であるとして、2014年5月、旧労働契約法20条に基づき、格差是正を求めて提訴した。約6年5か月の闘いを経て、複数の手当と休暇制度についての格差が違法であるとの判決を勝ち取った。



2020年末～

**年末年始・
コロナ被害相談村**

コロナ禍における整理解雇や企業の自主休業等の影響を受け、収入はおろか住居を失い、困窮する人が続出。「年越し支援・コロナ被害相談村」を有志で立上げ、年末年始の支援活動に尽力した。梶、大久保らが参加。



正しい知識の発信

鈴木 悠太

労働弁護士8年目。思い出深い事件は数多くありますが、ここでは紹介しきれないため、令和3年10月に個人的に始めたブログ活動について紹介します。ブログ「弁護士が教える分かりやすい労働法！」(<https://suzukiyuta.jp/blog/>)では、労働法の基礎知識について図表を用いて分かりやすく解説したり、重要な労働裁判例を短く紹介したりしています。労働裁判例を紹介する「今日の労働裁判例」では、この原稿を書いている令和6年6月5日（原稿メ切を徒過している。）時点で511件の裁判例を紹介しており、なかなかの情報量になってきました。最近では、労働問題に直面したらまずインターネットで情報収集する方がほとんどです。しかし、インターネットの情報には怪しいものも含まれています。少しでも多くの方に正しい知識が伝わるよう、今後も微力ながら発信を続けたいと思います。



旬報法律事務所に 入所してからの6年間

高橋 寛

2018年1月から旬報法律事務所で執務を開始してから6年半が経ちました。この6年間、縁に恵まれて、青年法律家協会や自由法曹団といった様々な法律家団体が役職を担わせていただき、今年からは事務所でも運営委員という事務所の運営に関わる立場になりました。私が1年目から取り組んでいたK L Mオランダ航空事件では、昨年、1・2・4陣訴訟で地裁勝訴判決、3陣訴訟で和解を得ることができました。また、私が弁護士になる前から続いていた訴訟ではありますが、私が1年目から取り組み、被災地にも赴いた原発避難者訴訟（山木屋訴訟）でも高裁判決が言い渡されました。これから、様々な活動や事件に積極的に取り組める弁護士、そして、そうした活動を後輩に繋いでいける弁護士でありたいです。



青年法律家協会70周年記念パーティー

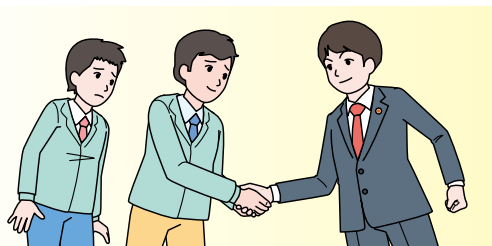
10年後、20年後も精進

沼田 英久

入所して4年目になりました。事務所の長い歴史と比べれば短い時間ですが、弁護士として濃厚な時間を過ごすことができ、また、振り返ると自分の成長を感じることができた時間でもありました。

私は学生時代に労働法に触れ、「弱い立場にある労働者の力になりたい」という気持ちから旬報法律事務所に入所しました。当時から社会情勢は大きく変わり、労働者を取り巻く環境や法制度も変わっていますが、労働者が弱い立場

に置かれていることは変わっていません。少しずつでもそのような状況が改善するような運動に力を入れられればと思います。そのためには、これからも精進し、更に10年後、20年後…と事務所の発展とともに成長できればと思います。そして、100周年を迎えるころまでには事務所の歴史に何か刻めるような弁護士になりたいです。



理想の弁護士像へ

金 東煥

2022年5月に入所して、3年目になりました。

この2年弱、様々な事件や活動に参加することができ、充実した日々を送っています。漠然と「弱い人の味方になりたい。」と思い、弁護士を志した小学6年生のときから、16年が経過した今、私は、弱い立場に置かれている労働者側の労働問題を扱う弁護士になっています。具体的な活動としては、韓国出身ということもあり、韓国人の労働問題を多く扱っています。労働弁護団の活動としては、韓国の文化芸術分野における標準契約書を

クローズアップ
旬報法律事務所

05

2022.6.17 福島原発訴訟

福島第一原発事故による損害賠償請求訴訟は、2012年以降全国各地の裁判所に提起され、中間指針を超える賠償請求を認めさせる成果を上げた。一方で、2022年6月17日、国の責任については否定する判決が最高裁で出されている。



2022.11.25 ウーバーイーツユニオン事件

フリーランスなど「雇用によらない働き方」により労働法規制を潜脱して働かせる会社が増えている。ウーバーイーツの配達員が労働組合を作り会社側に団体交渉を申し入れたが、配達員は労働者ではないとしてこれを拒否。都労委は、配達員の労組法上の労働者性を肯定して、会社へ団交に応じるよう命じた。





労災保険法16条2の違憲訴訟提訴記者会見
@司法記者クラブ 左:中西、右:鯉江
(2024年4月9日)

した際にいただいた言葉である。ロースクールでの辛い勉強生活を、奥田先生のエッセイを読みながら乗り切ったことを伝えた私に、暖かい眼差しを注がれた。

その約半年後、非正規雇用労働者の賃金格差を是正する訴訟（郵政20条裁判）で、最高裁での弁論を担当した。奥田先生の言葉を胸に、1ヶ月間弁論を考え抜いた。原告からの「心のこもった弁論で胸がスカッとした」との賛辞が、勝訴判決以上の成果である。

これからも、どのような言葉で、苦しい境遇にある依頼者に力と希望を与え、裁判所を説得し、社会を動かす突破口を開くことができるか問い続けていきたい。「高い人間性はまだまだ」妻の言葉の力に突き動かされている。

言葉の力

中西 翔太郎

「高い人間性をもって、依頼者の行く道を明るく照らす法律家になれ」。弁護士登録直後、奥田昌道先生（元最高裁判事・京大民法教授）とお会い

「結婚の自由をすべての人に」訴訟とともに歩んだ4年間

鈴木 創大

2019年2月、札幌、東京、名古屋、大阪の各地裁で、同性カップルに婚姻を認めていない現行法の憲法違反を問う訴訟が提起されました（なお同年9月に福岡、2021年3月に東京（2次）で追加提訴）。いわゆる同性婚訴訟（正式名称「結婚の自由をすべての人に」訴訟）です。すでにすべての地裁判決が出そろい、また2024年3月には札幌高裁で初の控訴審判決が出ました。大阪地裁を除いたすべての判決で、違憲判断が出されています。この訴訟はメディアも注目しており、判決のたびにニュース番組や新聞で大きく取り上げられてきました。

私は、入所直後（2020年1月）にこの裁判の弁護団に参加し、継続的に活動に参加しています。現在進行形で大きく社会を動かしている裁判に関われていることに大きなやりがいを感じています。今後も、結婚の自由の実現に向けて尽力していきます。



研究しています。小学6年生のときに思い描いていた理想の弁護士像に少しずつ近づいている実感があります。



旬報法律事務所は70周年を迎えました。まだまだ未熟な私は「自分の強みは何か。」と自問自答する日々ですが、80周年を迎えるころには、その答えを見つけられるよう日々精進します。

日々邁進へ

杉尾 綾

2023年に入所し、約1年半が経過いたしました。この1年半は、私のこれまでの人生の中で濃密かつ有意義な時間でした。



私が弁護士、とりわけ労働者側の弁護士になりたいと考えたのは、大学時代の単発派遣のアルバイトがきっかけでした。私は、結婚式場のスタッフから宅配便の仕分け、飲食店の調理補助、工場バイトまで様々な業務を経験し、過酷な労働現場とそこで働く人の姿を目の当たりにしました。

労働は、生計を立てるために必要不可欠な活動であるとともに、労働者のアイデンティティーを表現する場でもあります。それに関わらず、労働によって苦しめられる人が後を絶ちません。

少しでも問題に直面した労働者に寄り添い、一助になれるよう、これからも日々邁進したいと考えております。

2024.3.14

「結婚の自由をすべての人に」訴訟
東京地裁・札幌高裁判決

「結婚の自由をすべての人に」訴訟（いわゆる同性婚訴訟）について、東京地裁（二次訴訟）と札幌高裁で判決が出された。札幌、東京（一次訴訟）、名古屋、福岡の各地裁判決に続く違憲判断となった。東京訴訟には鈴木創大が参加している。



2024.5

事務所
創立70周年

当事務所は創立70周年を迎えた。守屋弁護士の加入により弁護士も30名体制となった。今後も、働く人や市民の生活と権利を擁護し、平和と民主主義を守るという理念をもって活動していきたい。



新人紹介

今村核さんの思い出

編集部

1992年4月に入所し、有罪率99.9%という刑事裁判の世界で14件もの無罪判決を勝ち取るなど驚嘆すべき実績を上げていた今村核弁護士が、2022年8月に亡くなりました。

核さんの日常や仕事ぶりは、2016年11月18日にNHKのドキュメンタリー番組「プレイブ・勇敢なるもの」で全国にオンエアされました。放送後、しばらくは、この番組を見たという人達からの電話が「びっくりなし」に事務所にかかってきました。「有罪率99.9%」の刑事裁判で、徹底的に科学的な真実を追求する姿が大反響を呼びました。

2017年頃以降は、今市事件の控訴審弁護団に参加され、まさに心血を注いで被告とされたKさんの無実を晴らすために活動していました。高裁、最高裁での逆転無罪とはなりませんでした。今も核さんは、天国から、Kさんの冤罪を雪ぐ再審が開かれるよう見守っていることと思います。

編集
後記

今年に入り、日比谷界限は賑わいが戻りつつある。インバウンド需要で景気向上かと思いきや、きな臭い世界情勢に歴史的円安が相まって物価高騰に終わりが見えない。私たちが安心して暮らせるよう、まずできる小さなことを積み重ねたい。(谷)

弁護士
守屋 智大
(もりや ともひろ)



●プロフィール

私は、一橋大学社会学部を卒業しました。在学中は、ゼミナールの研究を通じて、様々な社会課題を分析する経験をし、社会を生きる個人一人ひとりの権利を守り、よりよい社会の実現に貢献したいと思い、弁護士になることを決意しました。

●事務所に入った動機

旬報法律事務所であれば、前記の決意を実現することができると考えたからです。弁護士の先生方や事務局の皆様方からご指導をいただき、一人前の弁護士になれるよう、精進してまいります。

●いまハマっているもの

入浴剤選びです。好きな香りに囲まれながら湯船に浸って毎日リフレッシュしています！

●プロフィール

埼玉生まれ。建築設備系の製図専門学校卒業後、ビル電設会社を経て、弁護士1名の事務所で先生がご高齢の為に事務所を閉めるまで勤務。その後、自己破産主体の事務所に勤務。

事務局

加藤 優子
(かとう ゆうこ)



●なぜ旬報を選んだの？(動機とか)

自己破産に至った原因が雇用の不安定さを発端としている方々も多く労働問題に関心がありました。

●事務所の印象は？

「たとえ報酬が少なくとも手を抜かない弁護をしよう」と言っておられた先生の言葉が強く印象に残っています。基本的人権の擁護や社会的使命の為に仕事をしている先生方と、事務局も先生方の姿勢に誇りを持って仕事に取り組んでおり、事務所全体が働くことへの意欲が高く、身の引き締まる思いであります。

●好きなこと・もの

趣味は七宝と彫金とライブに行くこと。

●苦手なこと・もの

日光アレルギーのため夏が苦手。

業務告知板

- 受付時間／午前9時～午後7時、第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため受付を一時休止しております。(土・日・祝日休み)
- 取扱業務／不動産・借地・借家・金銭貸借・交通事故・医療過誤・破産・公害・離婚・相続・行政・労働・労災・少年・刑事等
- 法律相談料／30分5,500円(税込)、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。<http://www.junpo.org/>